

議案第 5 7 号

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、下記のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長久手市長 佐藤有美

記

1 事件の概要

令和 8 年 5 月 2 9 日に長久手市立東小学校にて、校舎 2 階に設置されていた網戸が突風の影響で不意に落下し、駐車していた車に接触し物的損害を与えた。

2 相手方の住所及び氏名

長久手市

3 和解及び損害賠償額の内容

市が、相手方に対し、5 4 7, 0 0 0 円の損害賠償をするものとする。

説 明

この案を提出するのは、相手方と和解し、及び損害賠償の額を決定するため必要があるからである。

議案の概要

1 議案の趣旨

本件に係る損害賠償の請求に関し、相手方と和解し、及び損害賠償の額を決定するものです。

2 合意内容

- (1) 市は相手方に対し、本件に対する一切の損害賠償金として金 5 4 7, 0 0 0 円を市加入の保険会社から、相手方指定口座に支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件の合意内容に定めるもののほか、本件に関し一切の債権債務がないことを確認する。
- (3) 本件の合意内容は、長久手市議会の議決をもって効力を生ずる。